

令和4年第3回美祢市議会定例会会議録（その2）

令和4年9月16日（金曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	岡山隆
11番	高木法生	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	秋枝秀稔	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局副主幹	西山聖子
議会事務局主査	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	志賀雅彦
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	八木下理香子
教育委員会事務局長	西山宏史	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
総務企画部次長	中嶋一彦	市民福祉部次長	古屋敦子
建設農林部次長	市村祥二	総務企画部行政経営課長	岡崎基代

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第62号 令和4年度美祢市一般会計補正予算（第6号）

- 日程第 3 議案第63号 令和 4 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第64号 美祢市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第65号 美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第66号 美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第67号 美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第68号 美祢市議会議員及び美祢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第69号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、会議に入ります。

昨日も申しあげましたように、マスクを外す、それから上着を抜がれて結構でございます。執行部の皆さんもぜひ、空調機が効きませんので。よろしゅうございますか。

それでは、この際、石田事務局長より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第2号）、1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、藤井敏通議員、村田弘司議員を指名いたします。

日程第2、議案第62号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

昨日に続き質疑を続けますが、その前に、議案第62号に関連する新本庁舎建設の件につきましては、昨日から多くの質疑が出ておりますが、最後に、議長にボールを投げられました。

したがって、調整後、時間を取りまして大変皆さんには御迷惑かけましたが、後日、開会が予定されている新庁舎等建設特別委員会の中で、基本設計から実施設計、建設工事の当初から追加工事、請負契約の締結、また発注者と受注者の対等な関係による施工等について、十分な議論をお願いしたいと思います。したがって、新庁舎に関する質疑はこれで終わりたいと思います。

ほかの質疑を承りたいと思いますが、その前に執行部、何かあれば。藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

昨日の新庁舎建設工事の設計変更に係る答弁の中で、協議手続について、業者からの提案という表現をしたところですが、これらは、美祢市工事施工規則において

用いられている通知、申出という言葉に統一、訂正させていただきたいと思います。よろしくお取り計らい願います。

また、昨日、多くの御質疑いただいた中で、今、議長のほうがありました、9月28日開催の新庁舎等建設特別委員会において、今本会議において質疑のありました件について、文書資料の提出により、改めて御説明をさせていただきたいと存じますので、よろしく願います。

なお、現在当方で考えておりますのは、1つ目は、工事の変更事項と金額について、契約時と今改定、今回補正案としての比較したもの、次に変更手続のプロセスについて協議の経過を時系列で示すもの、最後に、今回の補正案により、本年3月にお示ししました市財政推計に影響が生じております。さらに、合併推進債の根拠となる新市基本計画の財政計画の一部変更も必要となることから、市財政計画の変更案も併せて提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） それでは、先ほど申し上げましたように、一般会計補正予算、その他の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第3、議案第63号令和4年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第4、議案第64号美祢市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第65号美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。

説明の中では、国において、育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の対象期間の拡大とありますが、どのように変わったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。

このたびの改正は、主に3点挙げられます。

まず1点目、育児休業の取得回数制限の緩和等、それから2点目、非常勤職員の子の出生後における育児休業の取得要件の緩和、それから3点目、非常勤職員の子の出生後における育児休業の取得の柔軟化、この3点が主な改正でございます。

そして、先ほど御質問がありました育児休業の取得回数の緩和ということで、これまで育児休業につきましては、取得回数が1回と、これは正職員、それから会計年度職員ともに同様の措置でございますけれども、1回が2回に緩和されたというところでございます。

それから、期間の緩和につきましては、先ほど2点目に御説明いたしましたけれども、非常勤職員、非常勤職員の子の出生、こちらのほうは、1年——子どもが1年6か月に達する日までに、採用される可能性がある場合という点が短縮されまして、子の出生後から8週間と6月、いわゆる8か月までの間に採用される可能性がある場合というふうな点が緩和されまして、取得の育児休業の取得要件の緩和というところになっております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかに。いいですか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 今の説明ではあれですか、会計年度職員の場合は1年以上——1年——雇用が1年以上ということが——1年以上——1年以内と思うんです——1年だと思うんですけど、それとの兼ね合いはいいんでしょうか。

それと、育児の延長のときには、育児休暇の延長についてはどうなっているのか。

それと育児を申請する場合には、申請を早く出さなければいけないんですが、急に育児休暇を取りたいというときに、申請が早くしないと取れないということなの——そういったことは改善されているのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。

育児休業、会計年度職員につきましては御発言のとおり、確かに会計——1会計年度の採用になっておりますけれども、国も県も、現状は継続雇用が可能ということになっておりますので、それを踏まえて——踏まえた措置でございます。ですから、1歳6か月に達する日までというところで採用される可能性がある場合と御説明いたしましたけれども、1会計年度内っていうことに限らず、継続雇用を前提に、この措置がなされたというふうに理解しております。

それから、育児休業の延長につきまして、こちらのほうは、職員であれば、育児休業が3年間、最大3年間となっております。それが、これまでは、3年間のうち——3年——すみません。子の出生後、子どもが3歳になるまでに1回取得すれば、その途中で育児休業をやめたといった場合、次の申請ができなかったのですが、2回目ができるということで、新たに1回、職場の事情で、育児休業をやめて出勤したとしても、その後、2回目がもう一度申請できますので、合わせた期間が育児休業が取れるということになっております。

それから、申請期間につきましての御質問ですけれども、これまでは正職員、会計年度職員にかかわらず、子の出生後8週以内に育児休業とする場合、請求期間がその請求——請求期間が請求するまで、1か月前までに申請しないといけないというふうになっておりましたけれども、こちらのほうは短縮されまして、申請期間が2週間まで、その申請をする前、2週間前までに申しければよいということになっておりますので、そちらのほうは短縮されております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 思ったんですけど、少ない職員の中で、育休を取るというのが本当に大変だろうと思うんですけど、なかなか取りにくいのではないかと思いますが。

今3年あると言われましたけど、実際に、2歳かなとか——いや3年ですかね。思ったんですけど、実際は、本当に取れるかどうか今までの取得状況っていうのが分かればお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。
現在の職員の取得状況でございます。

男性、女性職員それぞれ御説明いたしますと、女性が100%取得しております。
期間は3年間フルということ——100%の中で、全てが100%——3年間フルって
いうことではございませんが、100%の取得率になっております。

ちなみに男性が10%という状況になっております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第
37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会付託を
省略することに決しました。

これより、議案第65号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第65号を採決いたします。本案について、原案のとおり決するこ
とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ
れました。

日程第6、議案第66号美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に
よる固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質
疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第67号美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。村田議員。

○6番（村田弘司君） 市長にお伺いをいたしたいと思います。

この議案につきましては、道の駅おふくのレストランを第三者に利用してもらって、その利用料金を頂戴するという議案だということです。

確かに、地方自治法244条の2第8項において、利用料金の制度というのがあります。ですから、これは、法的には非常にすんなりと認められるというふうに思っています。

また、一方ですね、道の駅おふく、中嶋社長、それから中嶋駅長をはじめスタッフの方々が一生懸命運営しておられる、私もよく近くにおりますから見ております。丁寧に仕事をしておられると思ってます。

その中において、レストランも今、料理長がおられて、業務を執行しておられますよね。そうした中で、新たにレストラン業務を外部に委託するということですから、言葉を変えれば、又貸してみたいなもんですよね。ちょっと語弊がある言葉かもしれないけども。指定管理者が市の公の施設を管理を受けて、その指定管理者がその部分のみを外部に利用してもらうということです。

もう一方考えれば、市が今年の3月に、美祢市指定管理者制度に関する指針というのをつくっておられます。市長、もちろん御承知ですよ。まだ、この指針ができて、1年数か月しかたっておりませんが、この中でね、この特定の利用者に対し便宜を図る、供与することは避けなくちゃいけないということがありますし、それから主たる業務の委託は禁止されておる。ですから、このレストラン業務が主たる業務ではないというふうに理解してもらえらるだろうと思いますね。

それと、市内の業者への優先的な利用なら認めていいですよということが、市がつくられて——市長がつくられたこの指針にあります。その辺のことを踏まえて、今直営を指定管理者である美祢観光開発株式会社がレストランを直営するよりも、このことも含めて、外部に発注したほうが市とすれば、指定管理料払うようになりますから、市にとってもプラスがある。そして、道の駅おふくにとっても今後の発展を図る上でいい。その辺の確信があるかどうか、それをまとめて、今お話をしたことを含めて、市長のお考えを回答としていただきたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

指針について、昨年の3月につくったということでございますけど、それについては改正を重ねたところでございます。

これにつきましては、従来はガイドラインで運用していたものを、これまでの反省からきちんとした指針にやり直したという経緯もございます。大規模収益施設も併せて、同じような算定方法でいったらいいんじゃないかという御指摘の下、指針をつくったわけでございます。指針についてはそういった経緯がございます。

議員がおっしゃったように、道の駅のおふくのレストランのテナント方式の導入でございます。

これにつきましては、道の駅の社長とも申出も受けましたし、十分な説明も受けただころでございます。

道の駅のさらなる魅力向上のためには、レストランを分けて、もっとやるべきところ、物販であるとかそういった部分に集中したいというふうに私は聞いておるところでございます。

したがいまして、これに伴いまして、この手続を経て、言われるように、市内業者優先といったような公募手続といった、手続の手順を踏んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 村田議員。

○6番（村田弘司君） 今、市長が最後におっしゃったように、公募をちゃんとするということが市民の不信を招かない大きな、やっぱり礎にあると思いますんで、その辺はしっかりやられるべきだろうと思います。

それと、どうかね、おふくの道の駅は農業振興の意味もあるし、美祢市は、情報発信の意味もあるし、それから、地場産業の振興の意味もあるし、雇用の促進の意味もあるし、いろんな面を含めて大きな役割を担ってます。そのことを市長は当然お分かりでしょうし、担当部長の繁田部長もお分かりでしょうが、どうかね、その辺を踏まえて、これからいろんなことを議会のほうにも丁寧に説明していただくようお願いいたします。それを踏まえて我々も前向きに議論をしていきたいと思っておりますので、これは要望です。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 道の駅おふくにつきましては、ちょっと若干説明をさせていただきますと思います。

平成10年に開設したわけでございます。当時は、後ろの——農業振興と併せて、後ろのフラワーガーデンを整備して、約2ヘクタール整備して、中国道の駅でも優良事例としても報告されたところでございます。開設後、5年間ずっと黒字計上——経営で、そういったところは全国で当時735か所の道の駅があったわけでございますけど、そのうちの5か所の1つというのが道の駅おふくでございます。

その後、いろんな近隣に同様施設ができたということで、道の駅の魅力が低下したのも事実でございます。再度、道の駅おふくの設立、趣旨を踏まえまして、地元にも愛される道の駅、そしてまた、魅力ある道の駅づくりに、市としても協力していきたいし、市としても尽力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） この条例改正によって、レストラン部門をテナント化できるという趣旨はよく理解します。

で、具体的に、どういう形でテナント業者を募集採用するか等については、また議会に説明、もしくは議案として提出される予定なんでしょうか、どうでしょうかという質問が1つです。

それから、もう1つは、問題は、那邊にあるかっていうことですよ。私、本件については、何度も何度も繰り返し巻き返し、同じ質問をしてきましたんでね、もう自分も大分疲れましたが、要はね、経営者自身が——経営者っちゅうのが私、誰かよう分からんのです。それが一番大事じゃないんでしょうか。具体的に、こういうふうにテナント化っていうのも、それは1つの手段かもしれませんがね、やはり社長が性根を入れて、経営に当たるかどうか。あるいは、ちゃんとした資質の方を社長に据えるかどうか、それが一番根っこにあると私は信じております。

その意味ではね、この条例改正は、何か表面を繕うためのこそくな手段にしか私には見えません。もっとね、もっとこれ語弊がある言い方ですけど、しかるべき資質を持った経営者置けないんですか。前の経営者に、極端な方いらっしゃいました。そのときはそれなりに、年間800万円もの収支改善がなされたんですよ、1年間で。

で、その方はいろいろ問題あるやに聞いておりますけれども、そういう実績があるんですよ。だから、姿形を変えるっていうんじゃないしに、もっと事業経営の性根が入った方を採用すると、そういう考え方はされないんでしょうか。

以上、2点をお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の1点目の今後のテナント利用に向けての公募につきましての——につきまして、御説明をさせていただきます。

このたびの条例によりまして、テナント利用の条例が可決いただきました後には、美祢観光開発株式会社のほうで、公募手続の準備を取られ、準備が整い次第、公募の開始をされるというふうに向っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の経営者として、十分な資質を備えた方を採用できないかといった御質問でございます。

現在、中嶋氏を社長で——社長に就任していただいているところでございます。今までのノウハウも、人的なノウハウも、ネットワークも備えていらっしゃる方でございます。今現在、十分活躍していただいているというふうに理解しております。

市も、株主の立場として、十分な経営、経営者としての資質を備えているかどうかという判断の下、今の社長に就任していただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 私の真意が伝わらないのか、ぶっきらぼうな御答弁いただきました。もうこれ以上聞いても、どうしようもありませんので、もう1点お伺いします。

といいますのは、幸いなことに、国道316号線のちょうど真ん中ぐらいになるんでしょうかね。非常に立地条件は恵まれていると思います。加えて、センザキッチンができましたんでね。今、大変、大好評のようですね、センザキッチン。その途中にあるもんですから、ちょっと寄ってみようかということで、大変いい立地条件に、道の駅おふくあると思います。

そこで、これ、私前々から提案を申し上げているんですが、お風呂の燃料について

て、木質ペレット、バイオマス燃料の採用はできないものかと。もう六、七年前から、私、提案しとるんです。だけど、まるで受け止めていただいておりません。

で、周辺を見てみますと、ブルーベリーの畑がもう完璧にギブアップしてね、荒廃してるんですよ。先ほど、あそこは農業振興の場所っていうお話もちらっと出たと思いますが、確かにあそこは農業振興地域です。勝手に、宅地転用等は難しいかと思いますが。

最近、市長、道の駅お風呂の裏側を御覧になったことありますか。荒れ果ててますよ。ブルーベリーのあれは何ですか、工場ですか——あったけども、廃屋になってます。

そこで、何が言いたいかって言うと、道の駅おふくはせっかく地理的な場所としてはすばらしいところにありながら、何か中途半端なんです。本当に中途半端です。もう具体例で言います、大型バス簡単に入れません。大型バスが入れんような道の駅っちゅうのはね、もう最近はやらんのですよ。

それから、2番目がトイレ、トイレが少なくとも駐車場のすぐそばにあると。それが中を通っていかないと、どこにトイレがあるか分からんと。そういう今のスタンダードからいうと、もうアウトオブデートです。規格外れです。だけど、やっぱり大事な施設だと思います。

が、例えば、木質バイオマスボイラーを設置する場所がないと。それで、もうポイ捨てになってますよ、あの話は。これね、もう今のままでだましましで微修正でやっていけばいいという考えなのか。土地を買い増して、大型バスがどんと入れると。それから、木質バイオマス燃料での御湯沸かしができると。もっと抜本的な大改造という考えはないのかあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のバイオマス燃料、バイオマスでのボイラー活用の件でございます。

これについては、決して、決して、むげにしているわけではございません。二酸化炭素の排出量抑制の地域共生圏のパイロット事業において、先行的に、トロン温泉のほうをバイオマス燃料を使っていこうという計画を立てております。

これは、どうしても出し手とそれと消費量と供給量の関係で1,000立方メートルぐらいしか、今のシステムでは、地域から供給できないということで、その1,000

立方メートルをちょうど消費するトロン温泉がいいんじゃないかということで、トロン温泉からスタートしていこうということです。これで成功すれば、次の面的な広がりを持たせていこうということでございますので、決して、バイオマス燃料を全然度外視している、考慮してないというわけではございません。

それと2点目の大規模な改修でございます。

これにつきましては、今後の課題になろうかと思えます。おっしゃった御意見を踏まえながら——といいますのも、今の——今現在は、もう与えられた条件下で精いっぱい頑張っていく。当面はそれしかないというふうに考えております。だから、今の与えられた条件下で、最大限の効果を発揮する努力を我々はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 確認です。バイオマス燃料の件について、おっしゃるとおり、トロン温泉、今進んでいると思います。

でね、道の駅おふくで採用できないというのは、何かもう1つボイラーを造らなきゃいかんと、今の灯油ボイラーに加えてね。そのスペースがないという御答弁をかつていただいたと記憶してます。

だから、問題は、本当に、本当に道の駅おふくどうやって活性化するかということについて、ただ表面的にちゃらちゃらした話じゃなしに、何で抜本的に、土地が足りなければちょこっと買い増しできんのか。そういうことをね、真面目——真面目っていったらおかしいけれど、真剣に考えてくださいねという話です。だけど、さらっとトロン温泉が先だからと、そんなことではね、私は、本当の意味の道の駅おふくの再活性化といいますか、それはもうできないと思ってます。

もう一度確認します。道の駅おふくでバイオマス利用を推進されるつもりがあるのかないのか。承りました。おありなのかどうか。念押し確認です。お答えください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

今後、バイオマス燃料、バイオマスの活用というのは、加速的に進んでいくものというふうに捉えております。情勢も踏まえながら、また財政状況を鑑みながら、

十分検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第68号美祢市議会議員及び美祢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねします。

この条例の改正についてですが、この説明の中で、国の基準が改正されたということなんですが、この国や県の改正した理由っていうのは、特別にあるのでしょうか。

また、これは全国一律なので——当然国ですから一律と思うんですが、一律なのか。地域性、人口とか地域性とかが勘案されているのか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの三好議員の御質問にお答えします。

国のほうでは、公職選挙法施行例において、これまでも改正され、現在、その基準額が示されております。このたびの本市における、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担についてはそれらに準ずるものとして、金額を国の基準に——基準に合わせるものであります。

なお、各市の状況については承知しておりませんが、国が示されたところによって、こういった選挙が行われるべきものと考えておりますので、本市として、このたび提案させていただいたものです。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 議案の説明の中で、説明が文章になっていたのも、ちょっと私、表をつくってみました。そしたらどれも皆値上げになっていますが——値上げになっています。

それで、先般もお尋ねしたことがあるんですけど、美祢市は、投票時間が今ま

で夕方の——8時まで——8時までが6時までに短縮されました。なぜかと聞くと、費用がかかるとの答えがありました。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。投票時間とか、この議案には関係ないんですが。議案見られました。

○12番（三好睦子君） 議案見ました。

○議長（竹岡昌治君） 見ましたら、そういう質問は出んはずですが。

○12番（三好睦子君） ポスターだけではありません。

○議長（竹岡昌治君） いやいや違う。また投票時間がどうのこうのって今言うけれど、違うよ、これ議案が。

○12番（三好睦子君） はい、投票時間に関係ないということなんですが、選挙には費用がかかるということでしたので、もう費用、時間には関係ないとしても、時間が短くなった理由が費用がかかるということだったんですけれど。その費用がかかるのに値上げになっているけれど、この基準に沿って、限度額ですけれど、この基準に沿ってやられるのでしょうか、地域性とかあるのかどうかお尋ねします。

それと、以前にこれも担当の方にちょっと聞いたことがあるんですけど、今、掲示板ですね、ポスターの数ですから、ポスターの数と掲示板と一緒になんですけれど、238戸ということなんですけれど、大きな集落の方が掲示板がないと、それでそのことを言いましたら、どこかを削らなければならないって、絶対数が変わらないらしくて——

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 変わらない。削らないといけないっていうことでしたけれど、この管理というのは変わるのかどうか。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員、全く議案とそれてますが、執行部答えることができませんよ、この議案に対しては。これはあくまでも公費負担の上限がアップされたということなんで、ちょっと論点が違うと思いますが。答えようがないんです。

○12番（三好睦子君） ああ、そうなんですか。分かりました。

○議長（竹岡昌治君） 執行部もいいです、答え要りません。ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第69号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第69号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第69号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。暑いところ大変御苦勞さまでございました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時44分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月16日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃